

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年11月4日 02時35分ごろ
発生場所	香川県土庄町沖ノ島南西方沖 四海港12号防波堤灯台から真方位266°700m付近 (概位 北緯34°31.0′ 東経134°09.3′)
事故の概要	漁船太洋丸は、西進中、船首を東方に向けて錨泊中のヨットLa VAGABONDEⅢに衝突した。
事故調査の経過	令和6年12月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 太洋丸、4.9トン KA3-26943（漁船登録番号）、個人所有 B ヨット La VAGABONDEⅢ（サンマリノ共和国籍）、1.86トン T7ZG（呼出符号）、La Vagabonde Inc
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B（オーストラリア連邦国籍）、操縦免許不要
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部の係留設備に折損 B 左舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 月齢：2.5
事故の経過	A船は、船長Aほか1人（以下「乗組員A」という。）が乗り組み、底びき網漁の目的で、航行中の動力船の法定灯火を表示し、レーダーを休止とし、GPSプロッターを作動させ、土庄町四海漁港を出港し、同町千振島北西方沖の漁場に向かった。 A船は、船長Aが、操舵室左舷側にある操縦席の前で立って操船に当たり、乗組員Aを同室右舷側の助手席に腰を掛けさせ、針路を香川県直島町葛島南端付近に定め、約6.5ノットの対地速力で、手動操舵により西進していた。 船長Aは、操業の目的で、ほぼ毎日、未明に四海漁港を出港していたが、これまでに沖ノ島南方～南西方沖に錨泊船を見たことがなかったので、本事故時も前路に航行の支障となる船舶はいないと思った。 A船は、船長Aが前路で錨泊中のB船に気付かず、左舷船首部がB船の左舷船首部に衝突した。（図1参照）



図1 事故発生経過概略図

船長Aは、A船をB船に寄せ、B船の乗船者のけがの有無等を確認した後、自身が所属する漁業協同組合に本事故発生の連絡を行うとともに海上保安庁に同旨の通報を行った。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、船首を東方に向けて錨泊し、マストの頂部に錨泊中の船舶の法定灯火を表示して乗船者全員が就寝中、A船と衝突した。

A船は、航行中、船首方に死角は生じていなかった。(写真1、写真2参照)



写真1 A船の船体



写真2 A船の船首方の見通し状況

B船は、マストの頂部に白全周灯を一つ点灯して錨泊していたが、船長Aは、出航してからB船に衝突するまで、同灯火に気付かなかった。

乗組員Aは、本事故時、操舵室の助手席に腰を掛け、うとうととしていた。

船長A及び乗組員Aは、救命胴衣を着用していた。

分析

A船は、沖ノ島南西方沖を西進中、船長Aが、操縦席のところで立って操船に当たり、目視のみに頼ってレーダーを使用した適切な見

	張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のＢ船に気付かず、Ｂ船に衝突したものと考えられる。 船長Ａは、ほぼ毎日、未明に四海漁港を出港していたが、これまでに沖ノ島南方～南西方沖に錨泊船を見たことがなかったことから、本事故時も前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、目視のみに頼った見張りを行っていたものと考えられる。 船長Ａは、Ｂ船のマストの高さが約２５ｍあり、その頂部に白灯が点灯されていたが、Ａ船の操縦席の前で立った姿勢で前方の見張りを行っていたことから、Ｂ船に接近した際、目線よりもかなり高い位置にある白灯を視認することができなかったものと考えられる。 Ｂ船は、沖ノ島南西方沖で船首を東方に向けて錨泊し、マストの頂部に錨泊中の船舶の灯火を表示して乗船者全員が就寝中、Ａ船と衝突したものと考えられるが、船長Ｂから情報が得られなかったことから、錨泊中の見張り体制や状況について、明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、夜間、沖ノ島南西方沖において、Ａ船が西進中、Ｂ船が船首を東方に向けて錨泊し、Ｂ船の乗船者全員が就寝中、船長Ａが、操縦席の前で立って操船に当たり、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、目視のみに頼ってレーダーを使用した適切な見張りを行っていなかったため、前路で錨泊中のＢ船に気付かず、Ａ船がＢ船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、夜間に航行する際は、マストの高さが高い錨泊船のマストの頂部に錨泊灯が点灯していて見逃すおそれがあるので、レーダー等の機器を使用して見張りをを行い、また、錨泊船であっても周囲の見張りを徹底すること。 ・ ヨットの船長は、港の出入り口付近の航路筋には錨泊しないことが望ましい。